

## 令和 2 年度第 1 回定例監査報告書

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査

### 2 監査実施日

令和 2 年 8 月 28 日（書類検査及び説明聴取を行った日）

### 3 監査の対象

令和元年度下半期（令和元年 10 月～令和 2 年 5 月：出納整理期間を含む）における財務に関する事務の執行状況及び金銭出納業務

### 4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、住民等への影響、発生頻度等を検討し、事務項目ごとに、特に重要と考えられるリスク（重要リスク）を設定し、対応する監査の着眼点を次のとおり定めた。

項 目	重要リスク	監査の着眼点
(1) 収入・支出 事務	ア 不適切な経理が行われるリスク	(ア) 収入の確保及び収入手続きは適正に行われているか。 (イ) 支出負担行為及び支出手続きは適正に行われているか。
	イ 不正な現金の取扱いが行われるリスク	(ア) 現金の出納、保管及びその取扱いは適切に行われているか。
(2) 契約事務	ア 不当な契約が発生するリスク	(ア) 契約書、見積書等の関係書類が適正に整備されているか。 (イ) 契約の時期、方法及び手続きは適正か。 (ウ) 業者選定方法及び随意契約の手続きが適正に行われているか。
	イ 契約した内容が適切に履行されないリスク	(ア) 仕様書等の設計図書は的確に作成されているか。 (イ) 工事報告書の整理や備品の管理等、証拠書類の保管及び検収事務が適正に行われているか。
(3) 事業実施 状況	ア ごみ処理施設が適正に管理運営されないため、ごみ処理が滞り、住民生活に影響を与えるリスク	(ア) ごみ処理施設の老朽化対策のための適正な補修が実施されているか。 (イ) ごみの減量・リサイクルの取り組みについて努力が払われているか。 (ウ) 今後のごみ処理施設整備方針についての進捗状況はどうか。

### 5 監査の方法

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 5 月末日までの令和元年度所管事務事業について、関係書類、預金通帳、諸帳簿等の提出を求め、監査を実施した。また、提出された書類の抽出による検査の他、関係職員に事務の執行状況及び内容等について説明を求め、質疑応答の方法により内容聴取を行った。

なお、監査の実施に当たっては、芸北広域環境施設組合監査基準（令和 2 年 4 月 1 日監査委員訓令第 1 号：別紙）に準拠した。

6 監査の結果及び所見

(1) 令和元年度下半期の現金出納状況

歳入

款 項	摘 要	金 額 (円)	前年度 同期対比	前年度同期 金額 (円)
1款 分担金及び負担金		175,415,000	80.84%	216,998,000
1項 負担金	通常経費負担金	175,415,000	80.84%	216,998,000
	内 安芸高田市分	132,844,000	100.13%	132,670,000
	内 北広島町分	42,571,000	50.48%	84,328,000
2款 使用料及び手数料		80,635,520	104.75%	76,976,995
1項 使用料	衛生使用料(洗車設備使用料他)	988,740	96.21%	1,027,740
2項 手数料	総務手数料 (許可証書き換え交付手数料)	40,000	53.33%	75,000
	衛生手数料(ごみ処理手数料)	79,606,780	104.92%	75,874,255
3款 県支出金(県補助金)		678,000	15.36%	4,415,000
4款 財産収入		331,346	77.31%	428,575
1項 財産運用収入	土地建物貸付収入(土地貸付料)	154,000	100.00%	154,000
	利子及び配当金(財政調整基金利子)	177,346	64.59%	274,575
5款 繰入金		84,000,000	137.70%	61,000,000
7款 諸収入		6,262,422	45.48%	13,769,349
1項 組合預金利子	組合預金利子	500	109.17%	458
2項 雑入	雑入	6,261,922	45.48%	13,768,891
	内 古新聞・雑誌等売却代	1,092,068	133.96%	815,216
	内 アルミ・スチールプレス品売却代	2,021,201	69.34%	2,914,787
	内 鉄くず売却代	2,383,341	166.16%	1,434,348
	内 小型家電製品売却代	4,930	1.79%	274,946
	内 発泡スチロール売却代	289	100.00%	289
	内 羽毛布団売却代	10,010	—	0
	内 空きびん売却代	10,604	100.97%	10,502
	内 ペットボトルほか有償入札奨励金	685,900	123.06%	557,364
	内 自動販売機電気料	46,080	106.66%	43,204
	内 拾得金	7,499	66.73%	11,238
歳入計		347,322,288	92.97%	373,587,919

歳 出

款 項 目 節	摘 要	金 額 (円)	前年度 同期対比	前年度同期 金額 (円)
1款 議会費		255,998	123.66%	207,014
1項 議会費		255,998	123.66%	207,014
2款 総務費		40,611,095	112.39%	36,133,311
1項 総務管理費		40,559,055	112.41%	36,081,521
2項 監査委員費		52,040	100.48%	51,790
3款 衛生費		388,892,807	99.54%	390,709,411
1項 清掃費		388,892,807	99.54%	390,709,411
1目 2節	給料(一般職給)	17,380,800	102.85%	16,898,400
3節	職員手当等	18,184,308	103.70%	17,534,967
4節	共済費	6,133,700	106.84%	5,740,755
9節	旅費	57,880	171.04%	33,840
11節	需用費	140,024,432	100.02%	139,998,730
内	機器設備点検整備・修繕料	99,071,932	98.56%	100,519,294
内	電気料	18,183,741	92.71%	19,613,932
内	その他(薬品、ごみ袋他)	22,768,759	114.61%	19,865,504
12節	役務費	2,343,300	116.74%	2,007,304
13節	委託料	189,936,542	97.58%	194,647,396
内	収集運搬及び施設内作業業務	109,859,196	101.59%	108,142,650
内	焼却灰・集じん灰資源化	24,848,855	97.94%	25,371,164
内	その他(夜間運転業務他)	55,228,491	90.34%	61,133,582
14節	使用料及び賃借料	5,812,593	83.06%	6,998,098
18節	備品購入費	8,660,204	—	0
19節	負担金、補助及び交付金	222,348	184.95%	120,221
23節	償還金、利子及び割引料	36,000	—	0
27節	公課費(公用車重量税〔3台〕)	100,700	87.79%	114,700
歳 出 計		429,759,900	100.63%	427,049,736

## (2) 令和元年度下半期の資源化内訳

## 歳 入

品 目	数 量 (kg)		金 額 (円) 【税込】	
	元年度下半期	30年度下半期	元年度下半期	30年度下半期
新 聞	20,320	25,470	223,078	192,554
雑 誌	77,690	77,720	511,687	251,811
ダンボール	45,580	48,090	350,065	363,561
紙パック	940	1,350	7,238	7,290
古紙類売却代 合計			1,092,068	815,216
アルミプレス	16,550	17,090	1,361,610	1,882,634
スチールプレス	27,310	33,890	659,591	1,032,153
鉄くず	144,660	132,810	2,383,341	1,434,348
金属類売却代 合計			4,404,542	4,349,135
小型家電製品	44,913	50,916	4,930	274,946
発泡スチロール	※ 2,650	※ 2,680	289	289
羽毛布団	61	—	10,010	—
空きびん	956	990	10,604	10,502
ペットボトル (有償入札奨励金)	※ 17,740	※ 20,310	685,900	557,364

※発泡スチロール及びペットボトルについては、1年間分の売却代等を年度末にまとめて入金するため、数量についても年間数量を計上している。

## 歳 出

品 目	数 量		金 額 (円) 【税込】	
	元年度下半期	30年度下半期	元年度下半期	30年度下半期
焼却灰 (資源化)	506.97 t	527.38 t	13,907,980	14,239,260
集じん灰 (資源化)	128.59 t	136.42 t	6,491,419	6,777,344
返却異物分差額	0 t	11.04 t	0	△178,848
焼却灰 (運搬)	53 台	54 台	2,774,232	2,781,864
集じん灰 (運搬)	32 台	34 台	1,675,224	1,751,544
蛍光管	3,139kg	3,629kg	1,579,384	1,294,414
乾電池	9,590kg	6,220kg		
無色のガラスびん	23,140kg	30,700kg	4,378	5,304
茶色のガラスびん	58,440kg	63,500kg	61,249	57,606
その他の色のガラスびん	11,630kg	14,600kg	16,319	14,617
プラスチック製容器包装	36,580kg	36,360kg	18,367	19,262
布団・畳・衣類・木くず・廃プラスチック	338,580kg	290,440kg	11,182,290	9,504,855
粗大ごみ切断物	81,690kg	80,240kg	4,497,272	4,369,274
不燃物残渣【微小金属くず等】	157,170kg	169,230kg	8,425,784	8,914,536
紙おむつ	19,780kg	27,480kg	763,208	1,035,703
ガラスくず等埋立	59.17 t	35.03 t	582,840	330,480

### (3) 結果及び所見

#### ア 収入・支出事務について

提出資料、証拠書類、預金通帳、定期証書、関係諸帳簿、指定金融機関の残高証明書、芸北広域きれいセンターの保管現金調書類の点検・照合を行い、詳細について、会計管理者からの事情聴取を行ったところ、計数上の誤りは認められなかった。

粗大ごみとして回収した小型家電の売却収入が、274,946円から4,930円にまで激減している。資源化物売却による収入は、リサイクル市況の変動による影響を受けやすいが、適正なりサイクルを継続できるような体制の確保を第一に考えられたい。

一方、羽毛布団のリサイクルを開始したことで、10,010円の売却収入を得ている。製造メーカー等が自社製品を回収しリサイクルを行う取り組みが広がり始めており、引き続き、売却可能品等の情報収集に努められたい。

#### イ 契約事務について

契約関係事務については、提出された下半期の契約状況一覧表、購入備品資料等を参考に、関係職員への事情聴取を行い、ごみ処理施設の維持修繕において必要な修理等が実施されていることを確認した。

また、下半期で最も高額な契約案件（契約額：990万円）である「回転式破砕機緊急修繕」の補修契約について、仕様書、予定価格調書、契約書、支出負担行為書、支払命令書等の一件種類を審査し、問題のないことを認めた。

#### ウ 事業実施状況について

稼働後25年が経過している芸北広域きれいセンターの今後について、「トンネルコンポスト方式」による資源化処理の方針が示されている。新しい処理を始めるには、既存の分別方法や収集体制も同時に検討すべき課題であるが、住民への情報提供は行われていない。

各地域に資源物の拠点回収場所があれば、収集日を気にせず、いつでもごみを出すことができる。分別やごみ出しも地域の人が協力し合えば、ごみ収集車も削減可能で、施設での処理も軽減され、経費の削減に繋がる。こうした取り組みが既に行われている地域もあるが、知らない人が多い。身近な地域での取り組み事例は、実践しやすく、情報収集も容易である。

今後のごみ処理を考える上では、住民の協力が必要であり、そのためには、「知らせる」取り組みの強化が不可欠である。それは、一方的なものではなく、行政・住民・民間団体（事業者）の三者のコミュニケーションとしての広報・啓発でなくてはならない。ごみの分別・資源化も「金になるから」の発想ではなく「きれいになるから」という意識へ高めていく必要がある。そうすることで、資源物の回収が川の流れのように自然と生まれてくるのが期待できる。

市議会及び町議会への情報提供も含めて、地域集会での説明会や団体との直接対話といった手法により、ごみの減量化・資源化に取り組んでいくことを要望する。

以上、組合の財務に関する事務の執行は、概ね適正と認められた。ごみ処理施設の今後のあり方と地域のリサイクルへの取り組みは、密接に関連するものであり、創意工夫による事業展開を図られたい。

芸北広域環境施設組合監査基準

令和 2 年 4 月 1 日  
監査委員訓令第 1 号

目次

- 第 1 章 一般基準（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 実施基準（第 7 条—第 13 条）
- 第 3 章 報告基準（第 14 条—第 18 条）
- 附則

第 1 章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第 1 条 芸北広域環境施設組合（以下「組合」という。）において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、組合の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、芸北広域環境施設組合監査基準（以下「本基準」という。）に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び管理者等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第 2 条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 9 9 条第 1 項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (2) 行政監査（法第 1 9 9 条第 2 項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (3) 財政援助団体等監査（法第 1 9 9 条第 7 項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
- (4) 決算審査（法第 2 3 3 条第 2 項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

(5) 例月出納検査（法第235条の2第1項） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること

(6) 基金運用審査（法第241条第5項） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第4条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

## 第2章 実施基準

（監査計画）

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

### 第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、管理者及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び管理者に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査及び基金運用審査を終了したときは、意見を管理者に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
- (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、管理者から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、管理者及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。